

「京丹後市SDGs特設サイト」構築・運営業務委託
仕様書

京丹後市
令和4年8月

目次

1. 件名	1
2. 契約期間等	1
3. 業務目的	1
4. 構築方針	1
5. 業務概要	1
6. サイト設計	1
7. デザイン	2
8. 運用・保守業務	2
9. 納品	3
10. 検収	3
11. 保証年数	3
12. 守秘義務	3
13. 業務の再委託	4
14. 著作権	4
15. 賠償責任	4
16. その他	4

1. 件名

「京丹後市SDG s 特設サイト」構築・運営業務委託

2. 契約期間等

契約期間：契約締結日～令和5年3月31日

ホームページ公開：令和4年12月中旬（予定）

3. 業務目的

京丹後市では、令和3年5月に国の「SDG s 未来都市」に選定されたことを受け、市域におけるSDG s の理念の浸透を図り、市民をはじめ、各主体によるSDG s 達成に向けた自主的な取組を促進するための事業を推進しているところである。

本業務はその取組の一環として、市域のSDG s 関連情報を集約し、市内外へ発信するためのプラットフォームとして「京丹後市SDG s 特設サイト」を構築・運営するものである。

4. 構築方針

(1) ユーザビリティへの対応

利用者の誰もが容易に情報にたどり着くことができるように、探しやすいサイト構成を目指すこと。特に利用者の利便性を重視し、求める情報に容易に辿り着けるようにすること。

(2) 携帯電話・スマートフォン・タブレット等閲覧端末への対応

携帯電話、スマートフォン、タブレットなど持ち運び可能な閲覧端末への対応について最適と思われる方法を提案すること。

(3) セキュリティ対策

セキュリティに配慮した安全なシステムを構築すること。

5. 業務概要

本業務の範囲は次のとおりとする。下記作業以外にもホームページ構築に伴い必要とされる作業については協議を行い基本的には受託業者が行う。

(1) ホームページの企画・設計・構築及びデザイン

(2) 取材、写真撮影、取材先との調整、記事作成

(3) ウェブアクセシビリティへの対応

(4) 保守・運用支援

(5) その他サイト構築に必要な作業

サイトに必要な機能

1. トップページ	本市のSDG s の理念が伝わる外観で、各ページにもアクセスしやすいデザイン。
2. お知らせページ	新着情報、イベント情報を掲載する。
3. SDG s の紹介ページ	SDG s の概念について、分かりやすく紹介する。

4. 本市におけるSDGsの理念の紹介ページ	本市のSDGsの理念を分かりやすく紹介する。 市長のメッセージなど。
5. 本市でSDGs活動に取り組む企業・団体・個人の紹介ページ	インタビュー記事として掲載する。
6. 京丹後市SDGs推進市民会議・京丹後版SDGs公式ロゴマークの紹介ページ	本市の取り組みについて概要を掲載する。 申込フォーム等は不要。

6. サイト設計

- (1) 全ての利用者が必要な情報へアクセスできるサイト設計を行うこと。
- (2) 目的とするコンテンツに、原則3クリック、最大5クリック程度で辿り着く階層構造とすること。
- (3) 利用者にとっての使いやすさを優先し、カテゴリからコンテンツの内容が想像できるカテゴリ分類となるように設計を行うこと。
- (4) 主要な情報以外も、トップページやメニューページ、末端ページから複数の導線でアクセスできるように配慮して設計すること。
- (5) スマートフォン用ページ、タブレット端末用ページについて、最適と思われる対応方法を提案すること。

7. デザイン

- (1) ホームページの全体構成、掲載項目の整理、利用者のアクセシビリティ、ユーザビリティ等を考慮すること。
- (2) ホームページとして、標準化・統一化されたデザインとすること。
- (3) 本市の地域特性などを反映した「本市らしさ」が伝わるデザインとすること。
- (4) 市がPRしたい情報が一目で伝わる工夫をすること。
- (5) デザイン・詳細は打ち合わせのうえ決定する。また、ウェブデザインを専属で担当する部署あるいは担当者を有し、運用期間中のデザイン変更に対応すること。
 - (ア) トップページ
 - ・ トップページのデザイン案は打ち合わせのうえ、2案以上作成すること。
 - ・ 本市の特徴やイメージに合ったデザインとすること。
 - ・ アクセシビリティやユーザビリティに配慮すること。
 - ・ 市がPRしたい情報が一目で伝わる工夫をすること。
 - ・ その他、詳細は打合せのうえ決定する。
 - (イ) 下層ページ
 - ・ トップページに合わせて、カテゴリページ、コンテンツページ、イベントページ等、その他サイト構成上必要なページをデザインすること。
 - ・ プリントした場合に文字が切れる等の不具合が無いようにすること。

8. 運用・保守業務

(1) 運用・保守要件

- (ア) 公開するホームページは24時間365日の稼動を原則とし、ハードウェア障害の早期発見・予防に努めること。
- (イ) システムの安定的運用を図るため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関して定期的な保守を行うこと。
- (ウ) ソフトウェアに対して、OS等のパッチ適用、バージョンアップを行うこと。

(2) 障害対応

- (ア) 障害が発生した場合は、本市に迅速に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰すること。また、本市が障害を発見した場合、電話、メールによる問い合わせに対応すること。

(3) 問い合わせ対応

- (ア) 原則として平日（土・日曜日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、緊急時は、本市と協議のうえ対応すること。また、原因の究明、対処・復旧作業等までのスケジュールを本市と協議のうえ、確実に実施すること。
- (イ) 問い合わせの受付・回答手段は、電話、FAX、電子メールとする。ただし、緊急性の高いものについては電話を利用すること。

(4) その他の提案

専門的な立場から、他市事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。

9. 納品

(1) 本業務完了後、速やかに下記の書類等を提出すること。

- (ア) サイトマップ
- (イ) ホームページ構造設計書
- (ウ) デザイン設計書
- (エ) 議事録

(2) 紙媒体及び電子媒体（CD-ROM）を提出すること。提出部数及びサイズは打ち合わせのうえ決定する。

10. 検収

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。

本市は納入日から10営業日以内に納品物の検査を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。また、本市は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

11. 保証年数

納品後1年間を保証期間とする。

1 2. 守秘義務

- (1) 本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らしてはならず、本業務が完了した後も同様とする。
- (2) 本業務の履行に関して知り得た事項を役員または従業員であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏洩または開示してはならない。

1 3. 業務の再委託

受託事業者は、デザイン、設計、記事作成、公開、保守など各工程を一括して受託者内で完結できること。基本的には第三者委託を禁止とする。ただし、作業工程の一部を委託する場合には、あらかじめ本市の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

1 4. 著作権

- (1) 本業務の履行過程で生じたデザイン等、本業務の成果物に関する所有権はもとより、著作権その他の権利を京丹後市に譲渡するものとする。なお、本業務の成果物に含まれる受託者が従前から保有する知的財産権が含まれていた場合には権利は受託者に留保される。また、当該著作権その他の権利については、受託者が正当にこれを譲渡しうる権利を有していることを保証する。
- (2) 受託者は、京丹後市に著作権その他の権利を譲渡した著作物に関しては、京丹後市において自由に改変または編集等されることを事前に承諾し、著作者人格権を一切行使しないものとする。

1 5. 賠償責任

本業務の実施にあたって、本市又は第三者に損害を及ぼしたときは、本市の責任に帰する場合のほかは、受託事業者がその賠償の責任を負うものとする。

1 6. その他

- ・ 本業務の仕様は、本市が最低限必要と考えているものである。受託業者はその専門的な立場から、今後の技術革新やホームページのあり方を見据え、他市の事例等も参考に有効な手段や効果的な方法があれば、本業務の費用の範囲内で積極的な提案を行うこと。
- ・ 仕様変更、機能追加等については、受託事業者と本市との協議により取り扱うこと。
- ・ 本仕様書に明示されていない事項又は仕様書の内容に疑義が生じたときは、速やかに本市と協議することとする。